11. 特定農薬(特定防除資材)として指定された資材に関連する情報

特定防除資材(特定農薬)とは、農薬取締法第3条第1項において「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義付けられている。令和6年11月末現在においては、下記の表に示す品目が該当する。

品			薬効が認められる	
目	種類	範囲	対象病害虫等	使用の際の注意点等
重 曹	殺菌剤(散布用)	本書書書の表示の日本の本書の本書の本書の本書の本書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書を表書	・野菜の類、どかび、というの・ツ野菜の類をできますが、 がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 にがうりに使用する場合、ええい交 5 号、チャンピカン、外留米百成 2 号又は吉の品種では、薬害が生じた事例がある。

品目	種類	範囲	薬効が認められる 対象病害虫等	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制 剤及び成 長促進剤	労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)第24条の14 にのっとった表示又は工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条に基づく日本工業規格27253に規定する安全データシート(SDS)等により製品規格が確認できるもの(エチレンとその他の化学物質との混合物を除く)。	ばれいしょの萌芽抑制バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進	・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、 他法令(高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等) による規制を遵守すること。
電解次亜塩素酸水	殺菌剤 (散布用)	次に掲げる水溶液であま 10~ 60mg/kg のものとする。 - 0.2%以下の塩化カリウム水溶液 (99%以上の塩化カリウの塩化カリウの塩化カリウの塩化の塩酸を有隔膜電解槽(隔膜よで高級を変異のないのは、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連では、関連で	・きゅうりのうど んこ病 ・いちごの灰色か び病	・電素では東京では東京では東京では東京の会等では東京の会の会の会の会のでは、東京のの会の会の会の会のでは、大学のでは、大学のの会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の会の
食酢	殺菌剤 (種子消 毒用)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13に基づく加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)及び食酢品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1668号)にのっとった表示がされたもの。	・稲のもみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病	・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。

「特定農薬 (特定防除資材) として指定された資材 (天敵を除く。) の留意事項について」 (平成 26 年 3 月 28 日付け農林水産省消費・安全局長通知) から引用

品目	対象の範囲	使用の際の注意点等
天敵	特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島にあっては、当該離島内。 以下同じ)で採取されたもの(以下「土着天敵」という)に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。	・土着天敵は、告示に基づき、当該 土着天敵を採取した場所と同一 の都道府県内において使用する こと。 ・土着天敵の使用に当たっては、 使用場所、使用年月日及び使用数 量等を記録すること。

「特定農薬 (特定防除資材) として指定された天敵の留意事項について」(平成 26 年 3 月 28 日付け農 林水産省消費・安全局長通知) から引用